

官報

号外 昭和二十六年十二月十三日

第十三回 衆議院 會議録 第三号

昭和二十六年十二月十三日(木曜日)

開議日程 第三号

午後一時開議

第一 公益事業委員会委員長任命につき同意の件

●本日の会議に付した事件

日程第一 公益事業委員会委員長任命につき同意の件

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案(内閣提出)

新聞出版用紙の割当に関する法律案(内閣提出)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後二時十八分開議

○副議長(岩本信行君) これより会議を開きます。

第一 公益事業委員会委員長任命につき同意の件

○副議長(岩本信行君) お諮りいたします。内閣から、公益事業委員会委員長と伊藤忠兵衛君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔採決者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて同意するに決しました。(拍手)

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案(内閣提出)

新聞出版用紙の割当に関する法律案(内閣提出)

○議事録司書 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、財閥同族支配力排除法を廃止する法律案、新聞出版用紙の割当に関する法律案を廃止する法律案、右両案を一括議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

した。

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案、新聞出版用紙の割当に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長八木一郎君。

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案

財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第三項中「第十八号から第二十一号まで」を「第十七号から第二十二号まで」に改める。

〔八木一郎君登壇〕

○八木一郎君 たいま議題となりました両法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

阿法案は、いずれも当初立法いたしました目的を達成いたしましたので、すでに不要となり、また法律をそれらに廃止するとともに、その所管を定めてお

行い、明年一月一日から施行しようとするものであります。

すなわち財閥同族支配力排除法を廃止する法律案は、まきに行われ、また持株会社整理委員会令の廃止に伴い、これと同時に同法を廃止すべきでありましたが、閣内閉会中のため、と

りあらずその施行規則を廃止して、事実上同法の適用を免れしめようとする措置を講じておつたものであります。今回同法を廃止すると同時に、その罰則の適用については、この法律の廃止前になした行為に對するものについてはなおその効力を存続させるべき旨の規定を加えようとするものであります。

また新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案は、法律の對象たる新聞出版用紙の割当制がすでに本年五月一日から撤廃されておりますので、今回これを廃止せんとするものであります。

阿法案は、去る十日、本委員会に付託され、それら政府の説明を聞き、質疑を、財閥同族支配力排除法を廃止する法律案は起立多数をもって、新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案の通り可決いたしました。

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

新聞出版用紙の割当に関する法律案を廃止する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律案を廃止する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律案(昭和二十三年法律第二百十一号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

第四号を同條第十八号とする。

第五條第一項中「三局を二局」に改め、「新聞出版用紙割当局」を削る。

第九條を次のように改める。

第十五條 削除

新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○八木一郎君登壇

たいま議題となりました両法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

阿法案は、いずれも当初立法いたしました目的を達成いたしましたので、すでに不要となり、また法律をそれらに廃止するとともに、その所管を定めてお

行い、明年一月一日から施行しようとするものであります。

すなわち財閥同族支配力排除法を廃止する法律案は、まきに行われ、また持株会社整理委員会令の廃止に伴い、これと同時に同法を廃止すべきでありましたが、閣内閉会中のため、と

りあらずその施行規則を廃止して、事実上同法の適用を免れしめようとする措置を講じておつたものであります。今回同法を廃止すると同時に、その罰則の適用については、この法律の廃止前になした行為に對するものについてはなおその効力を存続させるべき旨の規定を加えようとするものであります。

また新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案は、法律の對象たる新聞出版用紙の割当制がすでに本年五月一日から撤廃されておりますので、今回これを廃止せんとするものであります。

昭和二十六年十二月十三日 衆議院會議録第三号 國家公務員法等の一部を改正する法律案

○深澤護守君 たいだいましむ程になりまし
た財閥同族支配力排除法を廃止する
法律案に對しまして、日本共産黨を代
表いたしまして反對討論を行わんとす
るものであります。

帝田主義、侵略戦争の原動力であ
り、立案者であり、組織者であるも
は、洋の東西を問はず、大財閥独占資本
であることは明らかであります。軍閥
官僚を表面に押し出して進行いた
しました大東亞戦争の背後に、その原動
力となり推進力となつた三井、三友、住
友、安田等の財閥独占資本が存在した
ことは、何人も否定することができない
のであります。従つて、日本軍国主義の復
活を絶滅し、日本の完全なる民主化を
推進するためには、これらの財閥独占
資本は徹底的に排除されなければなら
ないし、今後とも、その復活はいかな
る形においても許さるべきではないの
のであります。それゆゑにこそ、ボツマ
ム宣言の第六項におきましては、日本國
國民をして世界征服の途に出するの過
誤を犯さしめたるもの、権力及びその
勢力は永久に除去せられざるべからず
とつてゐるのであります。本法が立
法公布されたのもこの趣旨に基くも
のであることは、いふまでもないので
あります。

しかるに、本法廢止の政府の提案理
由の説明によりますれば、わが國の經
済民主化の一大眼目でありました財閥
の解体は、本年上半期に至りまして、實
本の前からして、人の面からして
も、完全にその目的を達成したものと
認められるに至つた、と書かれてい
るのであります。なるほど、十財閥の同
族者あるいは主要役員は排除され、形
式的には財閥解体が裝われてゐるので

ありますが、企業再建によつてつくら
れたところの承継会社には、この財閥
の意のままに動く人々が主要役員にな
つてゐるのであります。それは米人記
者であるマート・ゲインがニッポン日
報の中にも書いてあります。この、日
本の財閥は封建的であつて、主人、番
頭、でつち等の主君關係によつて結合
支配されてゐると批判してあるのであ
ります。承継会社の主要役員は旧財閥
の番頭、でつちに相當するものであつ
て、この点から見ても、財閥の支配が
排除せられたという政府の認識は、ま
ことに笑ふべき説話であるといわな
れはなりません。

なお重大な事實は、銀行の例をとつ
てみれば明らかであります。銀行は旧
財閥が支配してあります。富士銀行は
旧安田銀行であり、千代田銀行は旧三
菱銀行であり、大阪銀行は旧住友銀行
であり、帝國銀行は旧三井銀行である
ことは明らかであります。これらの
銀行が、ほかの銀行とともに日本の十
一銀行として日本金融の五五〇を支配
し、日本経済に君臨してゐること
は、経済知識の初歩を見ますと、さら
に日本の産業の要諦を見ますと、妨
礙界におきましては、東洋紡あるいは
大日本紡、絹紡等は三井系であり、吳
羽紡は住友系であり、これらが富士
紡、日湖紡等とともに日本絹布生産の
九〇%を独占してゐることもまた事實
であります。右幾界においては、三井
三友、住友系が四〇%を独占し、石油
界は、三井系が外資資本と結合して九
〇%を独占してあります。なほ鉄鋼、
造船等重要部門に決定的な支配力を持
つてゐることは、何人も否定すること
のできない事實であります。

この事實を無視いたしまして、政府
は、旧財閥の主要人物はもはや老年と
もなつて引退してしまつたから、財閥
解体の目的は完全に達成されたから、財閥
してゐるが、これはちよつと不正確な
よりの上に安を落したと同じことであ
ります。すなわち、平和條約、安全保
障條約によつて日本はいよいよ植民地
の狀態に陥り、軍事基地化されて、國
民は濠洲の苦しみを受けなければなら
ないにもかかわらず、政府はこれを独
立と言ひ、平和と言ひ、和解と和解の
講和であると言つてゐるのでありま
す。

なお吉田総理は、再三再四、軍備はし
ないと聲明してゐるにもかかわらず、大
陸空軍、海上保安隊等を増強いたしま
して、これに軍備を施し、事實上の軍
隊の編成に大わらわらになつてゐるので
あります。口には民主主義を唱へながら
も、平和運動を弾圧して、労働者、農民
の基本的人權を擯して、あくなき弾
圧を強行し、ファッショ態勢を急速に
促進しつゝあるものであります。これと
同様、財閥の温存と再建強化をはか
り、日本経済の上に独占的な支配を確
立して、平和産業、中小企業を破壊さ
せてゐるにもかかわらず、財閥は解体
されて、経済民主化は達成されたと言つ
てゐることは、これは白を黒とせざる
可きものであります。このことは、吉田内閣はすで
に事實を事実として認識して、それを
主張する力も勇気もないことを証明し
ており、これは吉田内閣が日本の國民
の責任を負ふところの政府ではなくな
つて、まづたく買弁の性格になり下つ
てゐる結果であるといわなければなら
ません。(拍手)

わが党は、この吉田内閣の売國的な
一連の政策の一つの現われとしての本
法の廢止に反對し、むしろ本法を改正
強化して財閥の排除を徹底的に行ふべ
きであるといふことを主張いたしました
ので、本法案に反對するものでありま
す。(拍手)

○附議案(若本健行君) これにて討論
は終局いたしました。
○附議案(若本健行君) 起立多数。よ
つて本案は委員長報告の通り可決いた
しました。
次に新聞出版用紙の割當に関する法
律を廢止する法律案につき採決いたし
ました。本案は委員長報告の通り決する
に御異議ありませんか。
○附議案(若本健行君) 御異議なしと
認めます。よつて本案は委員長報告の
通り可決いたしました。(拍手)

認めます。よつて日程は追加せられま
した。
國家公務員法等の一部を改正する法
律案を議題といたします。提出者の趣
旨弁明を許します。議院運営委員長石
田博英君。

- 國家公務員法等の一部を改正する
法律案
國家公務員法等の一部を改正す
る法律
第一條 國家公務員法(昭和二十二
年法律第二十号)の一部を次の
ように改正する。
第二條 第三項中第十三号を第十
五号とし、以下二号ずつ繰り下
げ、第十二号の次に次の二号を加
える。
十三 国会議員
十四 国会議員の秘書
第二條 特別職の職員の給與に關す
る法律(昭和二十四年法律第二百
五十二号)の一部を次のように改
正する。
第一條 第二十三号の次に次の二
号を加える。
二十三の二 国会議員
二十三の三 国会議員の秘書
第十條の次に次の二條を加え
る。
(国会議員の給與)
第十條の二 第二條第二十三号の
二に掲げる特別職の職員の受け
給與の種類、額、支給條件及
び支給方法は、国会議員法(昭
和二十二年法律第八十五号)及
び同法第二十五條の規定に基く
国会議員給與規程の定めるところ
による。

(国会議員の給与の給與)

第十條の三 第一條第二十三号の三に掲げる特別職の議員の受け給與の額、支給條件及び支給方法は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)及び同法第十三條の規定に基く国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の定めるところによる。

第七條中「衆議院議長、参議院議長、」を削る。
第十三條中「又は国会議員法第二十五條及び同條の規定による国会議員給與規程」を削る。
第四條 一般職の議員の給與に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

附則
1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
2 この法律による改正規定により支給する国会議員の給與の総額は、予算の範囲をこえないものとする。

○石田博英君(参議院議員) たいだいま議題となりまして、閣議を経て、提案の理由を簡単に御説明いたします。
本案は議院運営委員会において立案したものでありまして、御承知のよう

に、国会議員は本年十二月末日まで一般職に就く議員とされているのでありますから、明年一月一日以降一般職から特別職へ切りかえをいたすための法的措置を講ずる必要があるのであります。
もと、国会議員は特別職でありましたものが、昭和二十三年十二月三十一日以前十二月末日まで一応一般職に就く議員ということに相なつておるのであります。国会の独立性と自主性の面から申しましても、国会議員は当然特別職に属する議員といふべきものと考へられますので、この憲府家公務員法第二條の特別職の中に国会議員並びに国会議員の秘書を列挙いたし、これら国会議員を特別職に復歸せしめると同時に、特別職の議員の給與に関する法律及び一般職の議員の給與に関する法律中、関係の條項をそれぞれ整理いたそうとするものであります。

○阿藤長(岩本権行君) 起立多数、よつて本案は可決いたしました。(拍手)

本日はこちらにて散会いたします。
午後二時三十五分散会。
出席國務大臣 後谷 秀次新
出席府務大臣 内閣官房長官 阿崎 野男君
閣議を省略した報告
一、昨十二月召集に應じた議員は次の通りである。
東京都
第三区選出 鈴木茂三郎君
第五区選出 石田 一松君
新潟県第三区選出 石村 嗣三君
奈良県第二区選出 井上信男君
愛知県第二区選出 久野 忠治君
山梨県選出 小林 信一君
福井県選出 福田 一君
愛媛県第二区選出 川端 佳夫君
高知県選出 佐竹 晴記君
福岡県
第一区選出 中村 寅太君
第四区選出 中村 寅太君
佐賀県選出 永井 英修君
一、昨十二月衆議院規則第十四條併書により議長にまいて議席を次の通り変更した。
四四二 成田 知巳君
四四三 稻村 蘭三君
四四四 赤松 勇君
四四五 佐藤 清三君
四四六 武藤 十郎君
一、昨十二月議長にまいて、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 橋本 龍伍君

なお附則第二項において「国会議員の給與の総額は、予算の範囲をこえないものとする。」旨規定したのであります。かかる規定は、予算の面より議員の給與を制約する結果を来すおそれありとの理由または規定する必要を認めないとの理由から、立案にあたり反対の意見の開陳がありまして、たけ反は、議院運営委員会といたしましては、諸般の事情を考慮して、結局本規定を設けることといたしました。
何とぞ御賛成をお願いいたします。
(拍手)

○阿藤長(岩本権行君) 採決いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

人事委員

田中 重彌君 尾島 二郎君
地方行政委員 田中 啓一君
戸岡 義二君 竹尾 式君
外務委員 高岡 松吉君
大蔵委員 佐藤 重遠君
文部委員 飛鳥 繁君
農林委員 八木 一郎君
逓信委員 前田 正男君
郵政委員 坪川 信三君
電気通信委員 坪川 信三君
國員 詮三君 橋本 一郎君
建設委員 今村 忠助君
経済安定委員 今村 忠助君
金光 義邦君 森 昭君
予備委員 木間 俊一君
田中 角榮君 田中不破三君
一、昨十二月議長にまいて、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 八木 一郎君
人事委員 田中不破三君
勸業委員 田中不破三君
地方行政委員 金光 義邦君
坪川 信三君 飛鳥 繁君
外務委員 佐藤 重遠君
大蔵委員 佐藤 重遠君
文部委員 高岡 松吉君
農林委員 竹尾 式君
逓信委員 橋本 龍伍君
郵政委員 森 昭君
電気通信委員 戸岡 義二君
田中 重彌君 今村 忠助君
建設委員 橋本 一郎君
経済安定委員 橋本 一郎君
田中 啓一君 前田 正男君
塚田 十一郎君

決選委員
中田 國男君 尾島 二郎君
一、昨十二月議員から提出した議案は次の通りである。
平和憲法建議、再軍備反対に関する決議案(成田知巳君外七名提出)
労働政策民主化に関する決議案(赤松勇君外七名提出)
一、昨十二月第十二回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を衆議院に送付した。
企業合理化促進法案
一、常任委員長から提出した次の田政調査承認要求に対し、議長は昨十二日これを承認した。
一、調査する事項
行政機構並びに運営に関する事項
二、調査の目的
行政事務の簡素化及び能率を向上するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係方面より説明並びに意見聴取、及び資料の要求等
四、調査の期間
衆議院中
一、調査する事項
一、調査する事項
二、肥料に関する事項

衆議院議長林誠治殿
昭和二十六年十二月十二日
内閣委員長 木村 公平

昭和二十六年十二月十三日 衆議院會議録第三号 議長の報告

三、 漁業に関する事項
 四、 畜産に関する事項
 五、 林業に関する事項
 六、 農地に關する事項
 七、 農林金融に関する事項

二、 調査の目的
 農林業の實情を調査し、その振興対策を樹立するため

三、 調査の方法
 小委員会の設置、関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等

四、 調査の期間
 本会期中
 右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。

昭和二十六年十二月十二日
 農林委員長 千賀 康治
 衆議院議長林源治殿

國政調査承認要求書

一、 調査する事項
 一、 公海漁業に関する事項
 一、 水産資源の保護増殖及び漁業取締に関する事項
 一、 漁船、漁港及び水産資材に関する事項
 一、 水産金融、漁業災害補償及び水産物高度利用に関する事項

二、 調査の目的
 水産業の振興改善に關する対策を樹立し、漁業経営の安定を期するため

三、 調査の方法
 小委員会の設置、関係各方面よりの説明聴取、資料の要求等

四、 調査の期間
 本会期中
 右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。

昭和二十六年十二月十二日
 水産委員長 富永格五郎
 衆議院議長林源治殿

國政調査承認要求書

一、 調査する事項
 一、 電気事業及びガス事業に関する事項
 二、 貿易の振興状況並びに貿易資金調達の現状に関する事項
 三、 中小企業の金融状況並びに中小企業等協同組合の結成及び活動状況に関する事項

四、 調査の目的
 繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業の現状特に需給並びに金融状況及び企業合理化の進行状況等に関する事項

二、 調査の目的
 通商産業行政の現状を調査し、その合理化並びに振興に關する対策を樹立するため

三、 調査の方法
 関係各方面より意見聴取、報告及び記録の要求等

四、 調査の期間
 本会期中
 右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。

昭和二十六年十二月十二日
 通商産業委員長 小金 善照
 衆議院議長林源治殿

昭和二十六年十二月十三日 衆議院會議録第三号 議長の報告

定価 一部

十 円

発行所

東京府千代田区本町一丁目五番地
印刷局
電話 九〇〇〇